

改定 練馬区障害者計画

(平成19~22年度)

第一期障害福祉計画

(平成19~20年度)



平成19年3月

練馬区

はじめに

障害者施策については、平成 15 年度から、それまでの措置制度にかわり、国の「社会福祉基礎構造改革」の一環として「支援費制度」が施行されました。このような中、区は、平成 15 年 3 月に障害者基本法に基づき「練馬区障害者計画（平成 15～22 年度）」を策定し、施策の具体的な取り組みや、数値目標を明確にしたところです。

しかしながら、平成 17 年 10 月には、「支援費制度」によるサービス利用の急増への対応と、障害者の就労支援、身体・知的・精神の 3 障害のサービス一元化を主眼とした「障害者自立支援法」が制定されました。この中で、地方自治体に「障害福祉計画」の策定が義務付けられるなど、障害者施策は、ふたたび大きな転換の時期を迎えています。

こうした状況を踏まえ、区は、今般、中間年に当たる平成 18 年度に「練馬区障害者計画」を改定するとともに、障害者自立支援法が定める「障害福祉計画」と一体的に策定いたしました。

私は、「うるおい・にぎわい・支えあい」とともに築く「わがまち練馬」を平成 18 年度からの新長期計画の計画目標として、区民や地域団体等と区が協働し、区民の一人ひとりが、誇りと愛着を持って、「わがまち練馬」と呼べるような練馬区をつくるため、区政運営を進めているところです。

そのような思いから、今回、改定・策定した計画では、「障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会」を計画目標といたしました。

また、計画では、障害者の自立について、「障害のある方が、自らまたは支援により意思を表明することで、自分らしい生き方を実現することや、その存在が社会を成熟させる力となること」と練馬区独自の定義をしています。

今後は、障害者が地域の一員として生活していくために、区民との交流を促進し、地域との共生を進める障害者施策の実現に向けて、総合的な取り組みを行ってまいります。

最後に、この計画の策定にあたりまして、ご提言をいただいた「練馬区障害者計画懇談会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました区民の皆様や関係各位に対して、厚くお礼申し上げます。

平成 19 年 3 月

練馬区長

志村 豊志郎

目 次

I 総論	1 ページ
1 計画の基本的な考え方	3 ページ
(1) 計画改定（策定）の趣旨	
(2) 障害者計画と障害福祉計画の関係について	
(3) 計画期間	
(4) 他計画との関係	
(5) 計画目標	
(6) 計画目標の趣旨	
(7) 基本理念	
2 現況と課題	8 ページ
(1) 国や都の動向	
(2) 障害者の現況	
(3) 障害者計画の進捗状況	
(4) 区民意見や要望の把握	
(5) 施策体系	
(6) 重点課題	
II 各論	25 ページ
1 訪問によるサービスを充実する	27 ページ
2 日中活動の場を再編・整備する	34 ページ
3 入所(入院)者の地域移行を進める	41 ページ
4 居住の場を整備する	45 ページ
5 地域生活と社会参加を支援するその1	49 ページ
地域生活と社会参加を支援するその2	58 ページ
6 障害者就労を促進する	65 ページ
7 障害者医療制度と地域医療制度を普及させる	72 ページ
8 福祉のまちづくりを進める	79 ページ
9 障害のある子どもを支援する	85 ページ
10 施策を推進するために	93 ページ
III 障害福祉計画	103 ページ
1 障害福祉計画についての考え方	105 ページ
(1) 計画期間	
(2) 計画目標および基本理念	
(3) 国の基本指針	
2 障害福祉計画の数値目標等について	108 ページ
(1) 平成23年度における数値目標について	
(2) 障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策	
(3) 地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策	
巻末資料	127 ページ

I 總論

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画改定（策定）の趣旨

練馬区では、昭和 57 年に「障害者行動計画」を、また、平成 5 年には、障害者施策を総合的に実施するため、「練馬区障害者福祉行動計画（平成 5～14 年度）」を策定し、ノーマライゼーションの実現に向けて、計画的な推進を図ってきました。

また、平成 15 年度から、国の「社会福祉基礎構造改革」の一環として施行された「支援費制度」が導入され、区としても、「練馬区障害者計画（平成 15～22 年度）」を平成 15 年 3 月に策定し、障害者施策の具体的な取り組みや、数値目標を明確にしたところです。

しかしながら、平成 17 年 10 月には、支援費制度による障害者サービスの急激な利用増加への対応と、障害者就労支援および身体・知的・精神の 3 障害サービスの一元化を主眼とした「障害者自立支援法」が制定され、障害者施策は、ふたたび大きな転換の時期を迎えています。

また、同法は、各自治体に、障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策を内容とした「障害福祉計画」の策定を義務付けています。

こうした一方、平成 17 年 4 月に施行された「発達障害者支援法」や平成 19 年 4 月から導入される「特別支援教育」への対応も課題となっています。

また、平成 18 年 12 月には「バリアフリー新法」が施行されるなど、障害者の地域生活については、多様な面から、さらなる改善に向けた動きが出はじめています。

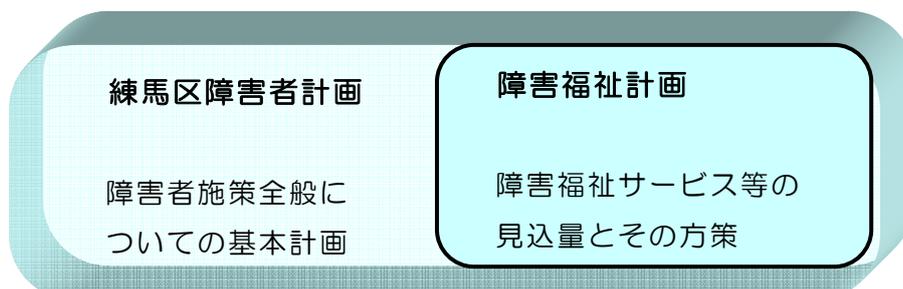
こうした状況を踏まえ、区では、中間年に当たる平成 18 年度に「練馬区障害者計画」を改定するとともに、「障害福祉計画」を同計画の一部として一体的に策定することといたしました。

(2) 障害者計画と障害福祉計画の関係について

障害者計画は、障害者の自立と社会参加を図るため、障害者基本法第 9 条第 3 項の規定に基づき、障害者に関する基本的な計画として策定した計画です。

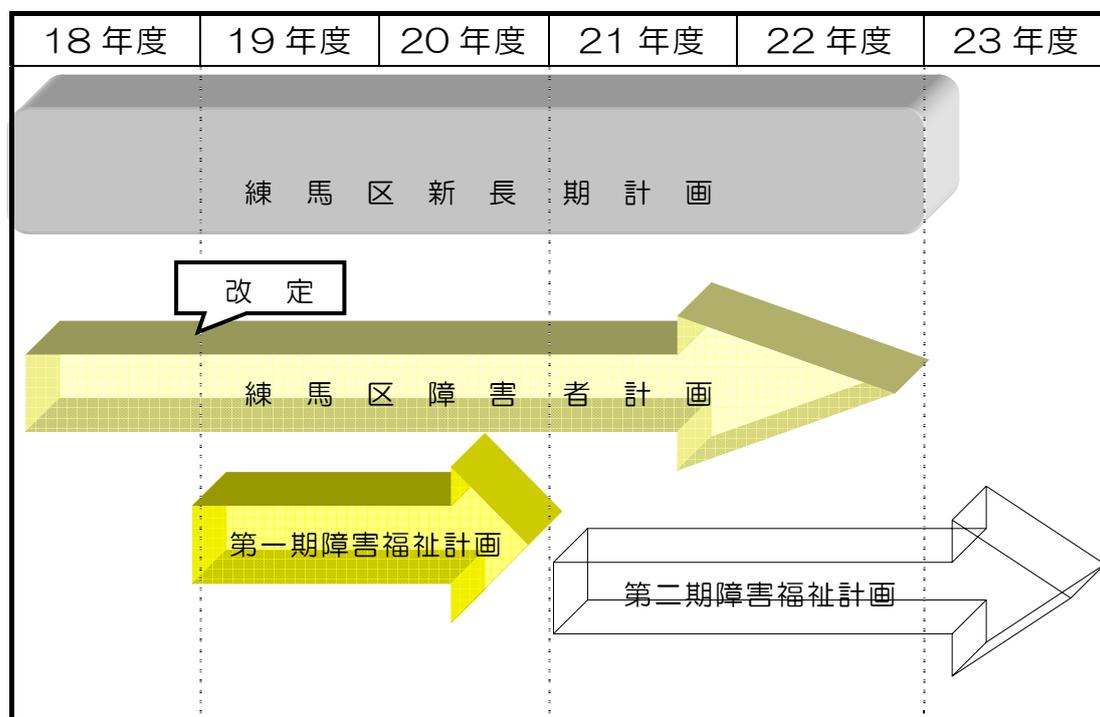
障害福祉計画は、障害者基本法の基本理念にのっとり、必要な障害福祉サービスの提供体制を確保するために、障害者自立支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき策定した計画です。

障害者計画は、障害福祉計画を内包した計画となっています。



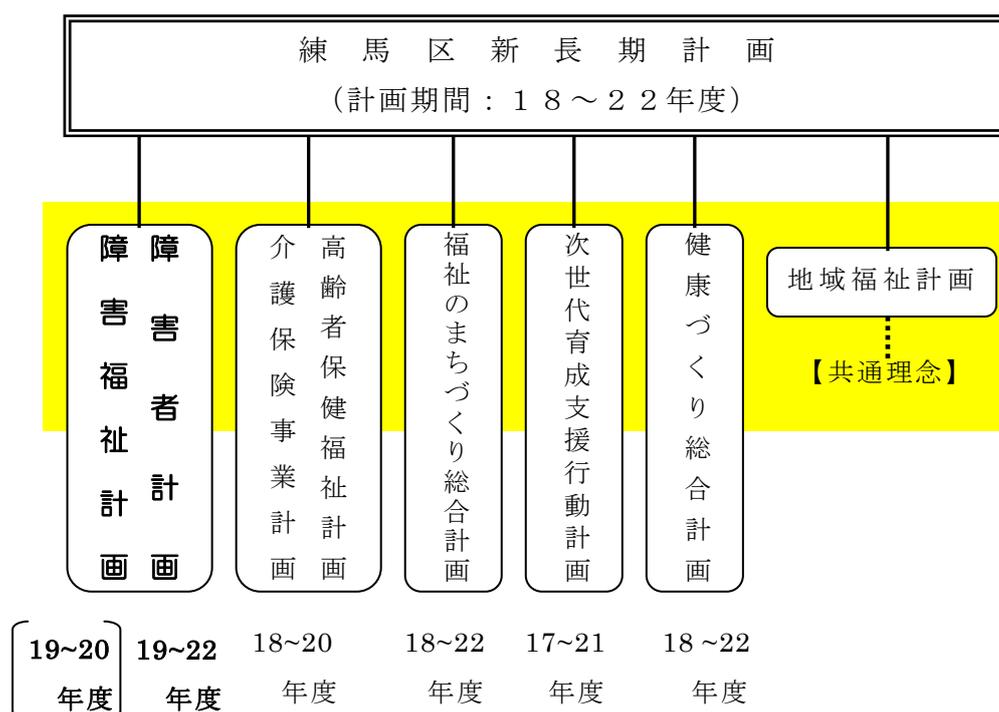
(3) 計画期間

- 障害者計画の計画期間は、平成 19 年度から 22 年度までの 4 か年とします。
- 第一期障害福祉計画の計画期間は、平成 19 年度から 20 年度までの 2 か年とします。



(4) 他計画との関係

- この計画は、区の長期的・総合的な計画である新長期計画（計画期間：平成 18 年度から 22 年度）の障害者施策に関する部門別計画として位置づけられています。
- この計画は、つぎの関連計画と整合性を保ちながら策定しました。



(5) 計画目標

障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会をめざします。

(6) 計画目標の趣旨

○ 障害者自立支援法の成立

平成17年10月に成立した障害者自立支援法では、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざしています。この考え方に基づき、練馬区においても障害者施策の基本的な指針を構築することとしています。

○ 「障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し」とは、

障害は誰でも負う可能性を持ち、障害も社会的ハンディによる個人差であって、本人の人格とは無関係です。

障害があるという理由で、差別されたり、偏見を持たれたりすることなく、一人ひとりが生まれながらに持っている個性と人格を尊重し、擁護する必要があります。

○ 「どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会」とは、

障害の種類や程度にかかわらず、地域のなかで、その人の状況に応じた適切なサービスや支援を活用しながら、それぞれの個性や能力を発揮し、生きがいをもって、自らの意思で自立した生活を送ることができる社会を表しています。

○ 「自立」とは、

単に、「就労による自立」、「日常生活の自立」、「社会生活の自立」という形態的なことだけでなく、「障害のある方が、自らまたは支援により意思を表明することで、自分らしい生き方を実現することや、その存在が社会を成熟させる力となること」を意味します。

(7) 基本理念

① 自己選択・自己決定による利用者本位の支援

心身に障害のある方が、自身の生き方を主体的に選択し、決定できるよう、平成15年度から、支援費制度がはじまりました。

これは、従来の行政がサービスの内容を決定する「措置制度」から、利用者自身がサービスを選択・決定する「契約制度」への転換を図ったものでした。

平成18年度からは、精神障害者を対象に加え、一元的なサービスの提供を行うため、障害者自立支援法が施行されています。

区では、今後、法の趣旨であるサービスの再編や充実を進めるとともに、障害のある方が障害の状況やニーズに応じたサービスを選択できるよう、利用者本位の支援に努めます。

② ケアマネジメントによる相談支援とサービスの提供

サービスを総合的に提供するためには、相談支援において、利用者とともに生活上のニーズや生きがいを見つけ出し、サービスへ結びつけていく、ケアマネジメント体制の充実が求められています。

これにより、障害のある方が自分自身で問題解決を図れるような援助や成年後見制度の利用など、利用者の自己選択と権利擁護が適切にできるように支援します。

また、相談支援の充実を図るとともに、利用しやすい場所でサービスの提供ができるように努めます。

③ 「気づき」と「支えあい」による成熟した社会へ

現在では、障害のある方を様々なかたちで支援する制度や仕組みが整備されています。

その一方で、障害のない方も、障害のある方と接することで、今まで認識していなかった社会の中のバリア（障壁）について新たに気づき、立場の違う方の状況を共感的に理解することができます。こうした「気づき」をもとに、区民一人ひとりがともに尊重し合い、支えあう気持ちで、公共交通機関や建物、道路などのバリアフリー化をはじめとする福祉のまちづくりを進め、誰もが暮らしやすい環境づくりを行っていきます。

このように、障害のある方とない方が互いに顔の見える関係をつくり、相手の問題を他人事としてではなく、自分の問題として捉えられる視点や気持ちを持つ成熟した社会が形成できるよう努めます。

④ 区民や地域との共生を進める障害者施策の実現

区で取り組む障害者施策は、障害福祉に関する方だけではなく、広く区民一般の理解のもと、適宜適切に構築されなければなりません。

また、障害者が地域の一員として生活していくためにも、地域のあらゆる方々と共生し、ともに生きる社会をつくることが重要です。

区では、このような観点から、区民との交流を促進し、地域との共生を進める障害者施策の実現を図るよう努めます。

2 現況と課題

(1) 国や都の動向

① 国の動き

国は、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、長期的視点に立った総合的な障害者施策の取り組みを始めています。

平成 5 年には、「障害者基本法」が制定され、従来の「心身障害者対策基本法」（昭和 45 年制定）が大幅に改正されるとともに、「障害者対策に関する新長期計画」が策定されています。

また、平成 7 年には重点施策実施計画として、「障害者プラン」が策定され、施策の具体化が図られました。

平成 12 年には、社会福祉制度の大きな変革である「社会福祉基礎構造改革」により、措置制度の見直しなど、利用者本位の社会福祉制度とするため、関連法の改正が行われています。

これを受けて、平成 14 年には共生社会の実現をめざす「新障害者基本計画」と、重点施策実施 5 カ年計画として「新障害者プラン」が策定され、平成 15 年には、社会福祉基礎構造改革の一環として「措置制度」から「契約」制度への転換を図った「支援費制度」が実施されました。

また、平成 16 年には、「障害者基本法」の改正により、「障害を理由とする差別の禁止」が明記され、平成 17 年 4 月には、発達障害者に対して一体的な支援を行う体制整備を図るため、「発達障害者支援法」が施行されています。

そして、平成 18 年 4 月から、身体・知的・精神の 3 障害に関するサービスの一元化や財源基盤の強化等を内容とした「障害者自立支援法」が一部施行、10 月から全面施行されました。

あわせて、平成 18 年 4 月から、精神障害者に対する雇用対策の強化等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が全面施行されています。

また、同年に、教育の分野でも、小中学校等における特別支援教育を推進し、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図るため、学校教育法等の関係法令が改正されています。

一方、建築物や交通のバリアフリー化については、平成 18 年 12 月に、「ハートビル法」（平成 6 年制定）と「交通バリアフリー法」（平成 12 年制定）を統合し、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めるため、「バリアフリー新法」が施行されています。

② 都 の 動 き

東京都は、平成4年に障害者福祉の長期計画である「ノーマライゼーション推進プラン」を策定し、平成10年に同計画を改定しています。

また、平成12年には、「選択」、「競い合い」、「地域」をキーワードとした「東京都福祉改革推進プラン」が策定されています。

平成14年には、この計画をさらに発展、具体化するために、地域での自立を支える新しい福祉構築を目的とした「T O K Y O福祉改革S T E P 2」が策定され、重装備の施設偏重の画一的な福祉や公立・社会福祉法人中心の供給体制を改革し、多様な運営主体の参入や地域におけるきめ細かな福祉の実現が図られました。

そして、平成18年には、「新しい自立」の実現をめざした「福祉・健康都市東京ビジョン」が策定され、福祉と保健医療の両分野を貫く基本方針を示すとともに、「広域的なシステム全体の調整者」としての都の役割を明らかにしています。

教育の分野では、障害のある児童を特別な場で指導を行う「特殊教育」から一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援教育を行う「特別支援教育」への転換を図るため、平成16年に「東京都特別支援教育推進計画」が策定され、計画に基づく取り組みが進められています。

一方、福祉のまちづくりを推進するため、平成7年に「福祉のまちづくり条例」が制定され、平成17年には、高齢者、身体障害者が利用しやすい建築物の整備を目的とした国の「ハートビル法」の改正を受け、「ハートビル条例」が施行されています。

I
総
論

(2) 障害者の現況（手帳所持者数）

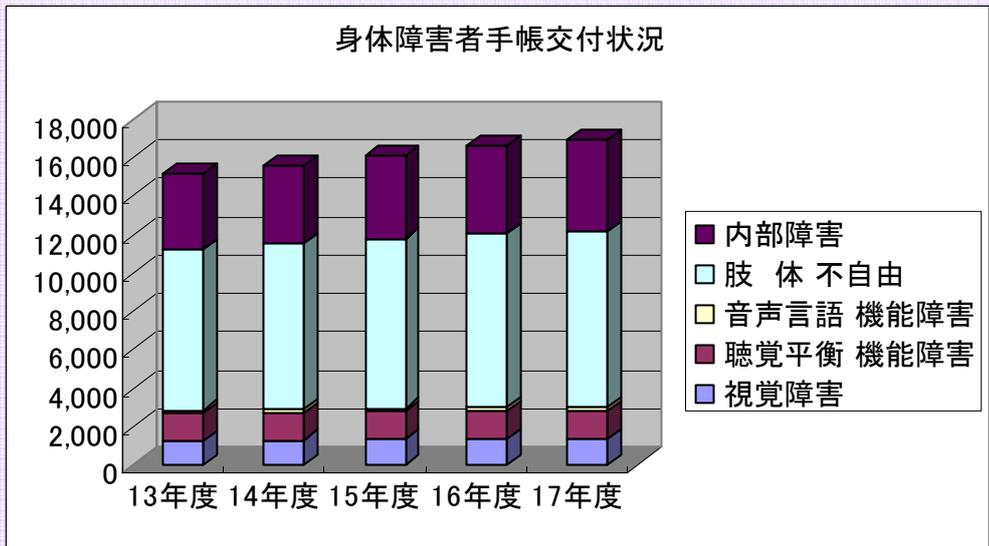
① 身体障害者

身体障害者手帳の所持者は、平成 18 年 3 月末現在で 16,927 人となっています。

平成 13 年度からの 4 年間で 1,746 人増加しており、増加率は 11.5% となっています。

障害の部位では、肢体不自由が 9,135 人（55.0%）と最も多く、次いで内部障害が 4,769 人（28.2%）となっています。

なお、内部障害については、この 4 年間で 844 人（21.5%）の増となっており、全体比でも 25.9% から 28.2% への伸びがみられます。



	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	肢 体 不自由	内部障害	計
平成 13 年度	1,274 人	1,405 人	193 人	8,384 人	3,925 人	15,181 人
平成 14 年度	1,312 人	1,425 人	199 人	8,590 人	4,098 人	15,624 人
平成 15 年度	1,317 人	1,458 人	199 人	8,830 人	4,357 人	16,161 人
平成 16 年度	1,351 人	1,480 人	200 人	9,014 人	4,589 人	16,634 人
平成 17 年度	1,330 人	1,486 人	207 人	9,135 人	4,769 人	16,927 人

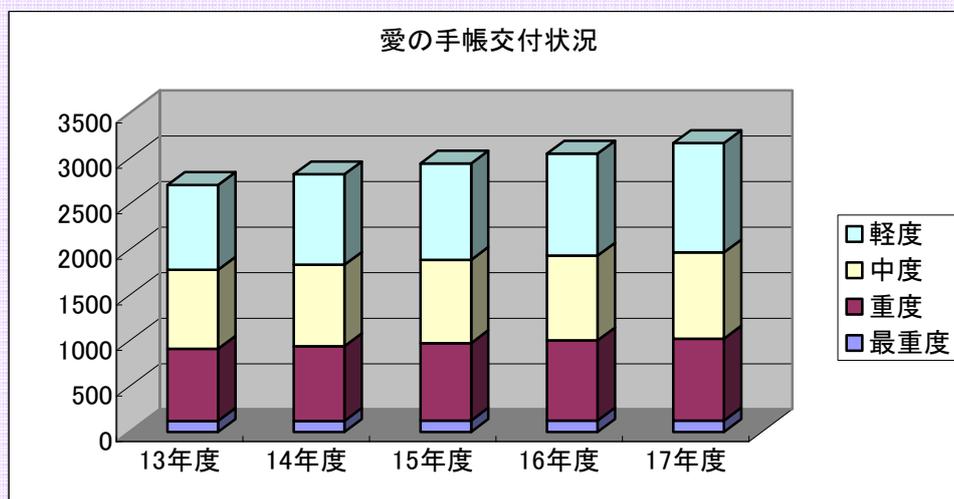
②知的障害者

知的障害者（愛の手帳の所持者）数は、平成 18 年 3 月末現在で 3,170 人となっています。

平成 13 年度からの 4 年間で 459 人増加しており、増加率は 16.9%となっています。

障害程度別では、1 度、2 度の重度障害者が 1,025 人（32.3%）、3 度、4 度の中軽度障害者が 2,145 人（67.7%）となっています。

なお、軽度障害者については、この 4 年間で、269 人（22.4%）の増となっており、全体比・増加率とも軽度障害者の増加傾向がみられます。



	最重度	重度	中度	軽度	計
平成 13 年度	121 人	792 人	867 人	931 人	2,711 人
平成 14 年度	121 人	820 人	893 人	993 人	2,827 人
平成 15 年度	124 人	852 人	912 人	1,058 人	2,946 人
平成 16 年度	124 人	881 人	931 人	1,119 人	3,055 人
平成 17 年度	126 人	899 人	945 人	1,200 人	3,170 人

③精神障害者

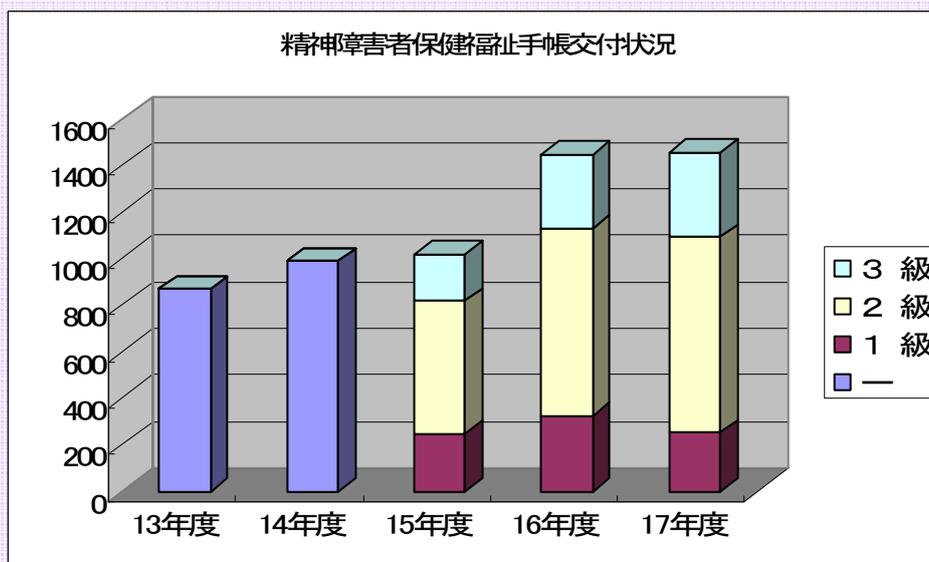
精神障害者保健福祉手帳の交付件数は、平成 18 年 3 月末現在で 1,455 人となっています。

平成 13 年度からの 4 年間で 588 人増加しており、増加率は 67.8%となっています。

障害の等級別では、2 級が 840 人（57.7%）と過半数を占めています。

手帳の有効期間は 2 年間であるため、平成 17 年度末現在の手帳所持者数は、平成 16 年度との合計で、2,904 人となっています。

また、今回、自立支援医療に移行した旧通院医療費公費負担の申請も有効期間は 2 年間であったため、平成 17 年度末現在の申請者数は、平成 16 年度との合計で、6,877 人となります。



年 度	精神障害者保健福祉手帳の交付				通院医療費公 費負担申請
	1 級	2 級	3 級	総 数	
平成 13 年度	—	—	—	867 件	3,801 件
平成 14 年度	—	—	—	989 件	2,746 件
平成 15 年度	249 件	567 件	204 件	1,020 件	4,119 件
平成 16 年度	324 件	807 件	318 件	1,449 件	3,262 件
平成 17 年度	251 件	840 件	364 件	1,455 件	3,615 件

(3) 障害者計画の進捗状況

区は、平成15年に策定した「練馬区障害者計画」に基づき、計画の前期では、施設整備に重点をおいた取り組みをしてきました。

平成15年度には、「貫井福祉園」および「貫井福祉工房」、また、精神障害者のための「地域生活支援センター」を整備しました。

平成16年度には、知的障害者のためのデイサービス「谷原フレンド」を整備しています。

これらにはいずれも、指定管理者制度をいち早く取り入れ、民間活力の導入を図っています。

また、あわせて、民間による知的障害者入所更生施設や通所授産施設も開設されています。

これらの施設は、事業再編により障害者自立支援法に基づく事業へ移行することが求められており、既存の施設とともに、施設の有効活用を図ることが必要です。

一方、在宅サービスについては、「支援費制度」が開始されたことにより、目標値を大幅に上まわる結果となっており、「ホームヘルプ」や「ガイドヘルプ」などのサービスが短期間で拡大された状況がみられます。

平成17年度には、民間事業者によるグループホームの整備が集中的に進みました。

また、権利擁護センターの開設など、障害者の人権を守る仕組みが整備されてきています。

練馬区障害者計画における主要事業の進捗状況

事業名	15年度	16年度	17年度	旧22年度目標
1 地域生活の支援				
デイサービス	1か所	2か所 (知的デイ整備 1か所)	2か所	整備 4か所
ホームヘルプサービス	延べ 7,166人 462,627.5時間	延べ 9,013人 529,808時間	延べ 9,235人 538,991.5時間	436世帯 136,004時間
ガイドヘルプサービス	視覚 延べ 1,347人 知的 延べ 293人	視覚 延べ 1,604人 知的 延べ 634人	視覚 延べ 1,723人 知的 延べ 1,627人	
短期入所	5床	11床 (やすらぎの社 6床開設)	11床	整備 10床
心身障害者地域自立生活支援事業	-	-	検討	事業実施 2か所
入浴サービス	巡回入浴 実74人 延べ 2,095回 施設 1か所	巡回入浴 実77人 延べ 2,324回 施設 1か所	巡回入浴 実81人 延べ 2,346回 施設 2か所	施設 4か所
日常生活用具の給付	386件	463件	423件	396件
手話通訳者の派遣	派遣回数 1,021回	派遣回数 1,175回	派遣回数 1,110回	
情報バリアフリー化	-	インターネット申込み受付 (電子申請システム開始)	同左	
難病患者の支援	ホームヘルプ 4世帯 延べ 255時間 日常生活用具 4件	ホームヘルプ 8世帯 延べ 1,269時間 日常生活用具 10件	ホームヘルプ 8世帯 延べ 1,098時間 日常生活用具 14件	ホームヘルプおよび日常生活用具給付事業の実施
福祉園(通所更生施設)	7か所 (福祉園1か所開設)	7か所	7か所	8か所
福祉作業所(通所授産施設)	区立 4か所	社会福祉法人整備1か所 法内移行1か所 区立 4か所	社会福祉法人2か所 区立 4か所	区立施設の改築 1か所
民間作業所への支援	授産事業 8か所 (新規補助対象 1か所) 小規模通所授産 1か所	授産事業 7か所 (法内移行1か所) 小規模通所授産 1か所	授産事業 7か所 小規模通所授産 1か所	
重症心身障害者通所施設	区立受入れ 1か所	区立受入れ 1か所	区立受入れ 1か所	充実
グループホーム(生活寮)	区型生活寮 2か所14人 知的グループホーム10か所 (2か所8人開設)	区型生活寮 2か所14人 知的グループホーム11か所 (1か所4人開設)	区型生活寮2か所14人 知的グループホーム15か所 (4か所22人開設)	民間団体の整備促進 区立生活寮の改築1か所
入所施設	施設整備費補助 知的更生 16床 身体療護 9床	施設整備費補助 知的更生 55床 (39床開設) 身体療護 9床	施設整備費補助 知的更生 55床 身体療護 9床	
住宅設備改善費の助成	86件	76件	63件	128件
住宅修築資金融資あっせん	8件	11件	7件	98件
住宅のあっせん (不動産店の紹介)	0件	事業廃止	-	
障害者居住支援制度 (身元保証制度)		事業開始	実施	
地域での救助態勢整備	区民防災組織 396組織	区民防災組織 397組織	区民防災組織 401組織	区民防災組織 600組織⇒450組織
防災訓練・講習会	聴覚障害者合同訓練 (光/小)	障害者合同訓練 (大泉小)	聴覚障害者合同訓練 (開進二中)	各地域で実施
2 精神障害者施策の充実				
精神保健相談	延べ 20,958件	延べ 22,463件	延べ 22,899件	
デイケア (社会復帰訓練事業)	291回 延べ 2,847人	285回 延べ 2,615人	285回 延べ 2,256人	
共同作業所	共同作業所 7か所 小規模通所授産 3か所	共同作業所 16か所 小規模通所授産 4か所 (共同作業所の移行1か所)	共同作業所 16か所 小規模通所授産 4か所	
社会適応訓練	6か所	10か所	11か所	10か所
精神障害者地域生活支援センター	1か所開設	1か所	1か所	2か所
ホームヘルプサービス	66世帯 延べ 4,081時間	74世帯 延べ 6,198時間	121世帯 延べ 6,776時間	110世帯 延べ 17,160時間
グループホーム	7か所 33人 (1か所 4人開設)	7か所 33人	7か所 33人	

事業名	15年度	16年度	17年度	1822年度目標
3 就労の促進				
職場定着指導員の派遣	418回	467回	560回	
職業事前準備訓練事業 (ワークルーム)	年2回 就労者 10人	年2回 就労者 15人	年2回 就労者 13人	
福祉的就労から一般就労への 移行促進	福祉工房 1か所開設	1か所 就労者 3人	1か所 就労者 9人	整備1か所
就労の場の拡大	区立施設 5か所	区立施設 7か所 (区役所地下売店、 高齢者センター喫茶)	区立施設 7か所	設置促進
精神障害者の雇用促進	0人	就労促進協会事業 3人(再掲)	地域生活支援センター事業 2人	
4 障害の早期発見と地域リハビリテーション体制の充実				
健康診査後のフォロー	1歳6か月児健診心理 経過観察 96回 延べ1,967件	1歳6か月児健診心理 経過観察 84回 延べ2,139件	1歳6か月児健診心理 経過観察 84回 延べ2,000件	
幼児教室	運営費助成 2か所	運営費助成 2か所	運営費助成 2か所	
中村橋福祉ケアセンターの 機能拡充		改修工事(空調設備・耐震補強 等)終了		
地域リハビリテーション (中途障害者コース)	延べ169人	延べ115人	延べ159人 (18年度より廃止)	
地域リハビリテーション (地域生活支援セミナー)	地域生活セミナー 延べ90人 難病コース 延べ35人 言語コース 延べ90人	スポーツセミナー 延べ25人 言語コース 延べ117人	スポーツ体験会 延べ13人 言語コース延べ109人	地域生活セミナー 延べ120人 難病コース 延べ30人 言語コース 延べ45人
リハビリテーション相談	延べ874人	延べ602人	延べ918人	
5 保育・教育・学習の充実				
障害児保育(保育園)	区立58園 161名 私立14園 45名	区立58園 171名 私立13園 43名	区立57園 177名 私立13園 43名	区立 177名
障害児保育 (学童クラブ)	65クラブ 104名	68クラブ 105名	73クラブ 116名	190名
障害児教育(小中学校)	心身障害学級 小学校 19学級 (言語障害学級1校新設) 中学校 9学級	心身障害学級 小学校 20学級 (知的障害学級1校新設) 中学校 9学級	心身障害学級 小学校 21学級 (情緒障害学級1校新設) 中学校 9学級 特別支援教育あり方検討会設置	
心身障害者青年学級	47回 在籍219人	47回 在籍220人	47回 在籍226人	
放課後活動等の推進	区助成対象 2か所	区助成対象 2か所	区助成対象 3か所 (新規対象1か所)	
図書館サービス	録音資料、点字資料、布の絵 本の貸出、対面朗読	同左	同左 外出困難障害者図書郵送サー ビス開始	
スポーツ施設整備	体育館6か所	6か所 基本構想・基本設計1か所	6か所 実施設計1か所	7か所 (体育館建設1か所)
6 福祉のまちづくりの推進				
普及・啓発活動		福祉のまちづくり活動記録集発 行	福祉のまちづくりシンポジウ ム開催	
練馬区福祉情報地図 (やさしさ情報ねりまっぷ)	西部地区版作成 駅マップ練馬作成			
道路の整備・改善	歩道新設 1路線 歩道改善 22か所	歩道新設 1路線 歩道改善 19か所	歩道改善 15か所	
公園の整備・改善	大規模公園新設 2か所 公園新設 1か所	公園新設 1か所 改修 1か所	公園新設 2か所 改修 3か所	
公共交通機関の整備・改 善	上石神井駅整備	武蔵関駅整備		
「交通バリアフリー法」 に基づく基本構想の作成	中村橋駅周辺交通バリアフ リー基本構想		事業計画案の作成	
福祉のまちづくりの総合 的な計画の作成		策定委員会設置	総合計画策定	
7 サービスの向上と推進体制の整備				
保健福祉サービスに関する 苦情対応のための第三 者機関の設置	保健福祉サービス苦情調整委 員を設置		権利擁護センター開設	保健福祉サービス苦情調整委 員の設置
成年後見制度の普及		成年後見専門相談開始	権利擁護センター開設	権利擁護センターの開設
NPOなどの団体との協働 の推進と支援	非営利地域福祉活動補助 6団体	非営利地域福祉活動補助 7団体	非営利地域福祉活動補助 6団体	
地域交流の推進	福祉デー 年2回 参加者 4,071人 ふれあいバザール・ 障害者フェスティバル・ 合同運動会の実施	福祉デー 年2回 参加者 2,544人 ふれあいバザール・ 障害者フェスティバル・ 合同運動会の実施 町会・商店会との交流	福祉デー 年2回 参加者 3,684人 ふれあいバザール・ 障害者フェスティバル・ 合同運動会の実施 町会・商店会との交流	

(4) 区民意見や要望の把握

国の計画策定指針や基本的な考え方に基づき、障害者計画（障害福祉計画を含む。）については、公募委員、学識経験者、障害者福祉関係者等25名で構成される「練馬区障害者計画懇談会」において、7回にわたる検討を行ってきました。

また区は、障害者団体ヒアリングや障害者計画タウンミーティングを実施し、郵便、電子メールによる個人意見の募集を行うなど、計画に盛り込むべき項目や内容について、障害者団体や区民の方々から意見、要望をいただき、区民ニーズの把握を行いました。（巻末資料参照）

さらに、施設サービスを運営している区内事業者への調査やヒアリングもあわせて実施しています。

1 練馬区障害者計画懇談会

回	開催日	主な検討課題等
第1回	平成18年 4月6日	① 委員の委嘱 ② 座長・副座長の選出 ③ 現行障害者計画の進捗状況 ④ 障害者計画・障害福祉計画策定の趣旨 ⑤ 障害者計画策定のスケジュール
第2回	平成18年 6月7日	① 障害者計画の基本的な考え方について ② 団体ヒアリング、タウンミーティングの報告 ③ 訪問系サービスについて
第3回	平成18年 7月26日	① 障害者計画の基本理念について ② 居住系サービスについて ③ 入所(入院)者の地域移行について
第4回	平成18年 8月30日	① 日中活動の場について ② 就労促進について ③ 地域生活支援事業（区要綱）報告
第5回	平成18年 10月25日	① 地域生活と社会参加について ② 児童支援について

第6回	平成18年 11月22日	① 自立支援医療・地域医療について ② 福祉のまちづくりについて ③ 推進体制について ④ 練馬区障害者計画骨子(案)たたき台について
第7回	平成18年 12月20日	① 練馬区障害者計画懇談会報告書(案)について ② 練馬区障害者計画素案の(案)について

2 障害者団体ヒアリング

(ア) 対象

障害者団体、養護学校PTA、障害者施設連絡会等 17団体

(イ) 実施時期

平成18年5月10日～19日（意見・要望書に基づくヒアリング）

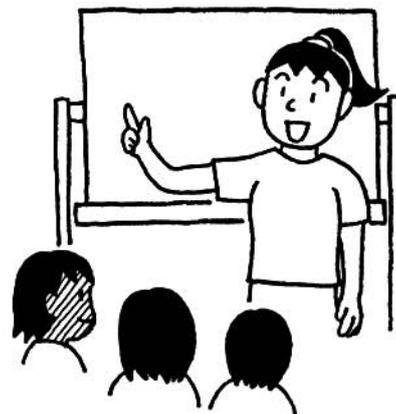
3 障害者計画タウンミーティング（意見を聴く会）

(ア) 参加者

障害当事者および家族の方、障害者福祉関係者、地域住民等 122人

(イ) 日時・場所

日 時	場 所
5月25日（木） 午後6時30分～8時30分	関区民ホール
6月1日（木） 午後1時30分～3時30分	区役所 多目的会議室
6月6日（火） 午後6時30分～8時30分	光が丘区民ホール
6月10日（土） 午後1時30分～3時30分	勤労福祉会館 集会室



I 総論

(5) 施策体系

障害者計画施策体系図



VI 障害者就労を促進する

1 就労支援ネットワークの構築

- (1) 就労支援ネットワーク会議の開催
- (2) 生活支援の充実
- (3) 就労支援セミナーの開催

2 障害特性に応じた支援

- (1) 精神障害者等の雇用促進
- (2) 職業準備訓練の充実
- (3) 職業定着支援員の派遣
- (4) 在宅就労の支援
- (5) 多様な雇用形態への取り組み
- (6) 一般就労への移行促進

3 練馬区障害者就労促進協会の強化

- (1) 練馬区障害者就労促進協会の運営支援
- (1) 練馬区障害者就労促進協会の役割の見直し

4 工賃増額の取り組み

- (1) 工賃増額の取り組み
- (2) 就労の場の拡大

5 生活基盤の安定

- (1) 公的年金・各種手当
- (2) 施設入所者就職支度金給付事業

VII 障害者医療制度と地域医療制度を普及させる

1 障害者医療制度の普及

- (1) 自立支援医療
- (2) 心身障害者医療費助成
- (3) 小児慢性疾患の医療費助成
- (4) 入院資金の貸付制度
- (5) 難病医療費等助成制度等

2 地域医療システムの推進

- (1) かかりつけ医の普及
- (2) 心身障害者(児)歯科診療事業
- (3) 在宅重症心身障害児(者)訪問看護指導事業
- (4) 高次脳機能障害の相談
- (5) リハビリ相談
- (6) 保健医療相談

VIII 福祉のまちづくりを進める

1 ともに住む空間づくり

- (1) 歩道や交差点の整備
- (2) 公園の整備
- (3) 駅のバリアフリー化と移動システム
- (4) 放置自転車対策
- (5) 施設のバリアフリー化
- (6) 建物運用マニュアル

2 ともに理解を深める“気づき”のネットワークづくり

- (1) 情報のバリアフリー
- (2) 商店街の取り組み
- (3) 障害理解

3 基本的な姿勢<共感・協働>の取り組み

- (1) 福祉のまちづくり200人モニター
- (2) 区民との協働

IX 障害のある子どもを支援する

1 早期発見と早期療育

- (1) 妊婦・乳幼児健診
- (2) 健診のフォロー
- (3) 心身障害者福祉センター

2 障害児保育と民間活動支援

- (1) 保育園
- (2) 幼稚園
- (3) 幼児教室・放課後活動
- (4) 学童クラブ

3 特別支援教育の実施

- (1) 特別支援教育
- (2) 心身障害学級
- (3) 学習環境の整備
- (4) 特別支援教育への転換
- (5) 教員研修の推進

4 障害児支援機関の連携

- (1) 障害児支援ネットワーク会議

X 施策を推進するために

1 地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉パワーアップカレッジ事業の実施
- (2) 地域福祉入門セミナー
- (3) 地域福祉協働提案制度
- (4) NPO活動支援センター
- (5) NPOなどの団体との協働の推進と支援
- (6) 家族会等支援

2 サービスの質の向上

- (1) 第三者評価等の推進
- (2) 障害福祉サービス従業者の研修
- (3) 保健福祉サービスの苦情調整

3 計画推進体制の構築

- (1) 地域自立支援協議会（再掲）
- (2) 地域精神保健福祉連絡協議会
- (3) 地域精神保健福祉関係者連絡会
- (4) 障害者福祉連絡懇談会

I 総論

(6) 重点課題

① ケアマネジメントによる相談支援の充実

- 障害者自立支援法においては、障害者や家族からの相談に応じ、個々の状況やサービス利用の意向等を踏まえ、適切な支給決定をするとともに、各種のサービスを組み合わせ、計画的に利用するための仕組みとして、ケアマネジメントが導入されています。
- 障害者のケアマネジメントについては、国も平成14年3月に「障害者ケアガイドライン」を策定し、その必要性は認識されていましたが、支援費制度においては、制度として位置づけられたものではありませんでした。
- 区は、これまで、総合福祉事務所や保健相談所において、障害者のさまざまな相談に対応してきました。
- 障害者が住みなれた地域で自立した生活を送るためには、地域の多様なサービス資源や、保健・福祉・医療・教育・就労等の各分野にわたるサービスを利用することが必要です。
- 今回、障害者自立支援法の制定により、相談支援として、はじめてケアマネジメントが制度化されたことにより、障害者がかかえている課題や生活目標を明らかにし、本人の力を引き出しながら、適切な支援と効果的なサービス利用を実現していくことが求められてきます。
- ケアマネジメントは相談支援において、全ての障害者が受けることができるもので、地域に必要な福祉サービスを生み出し、支援者どうしの連携・協力を図るなど、「地域を耕す」ことにつながるものです。
- 区は、障害者自立支援法の施行により、総合福祉事務所や保健相談所において、新たな利用者ニーズの把握やアセスメントの実施に取り組んでいるところです。
- 今後は、さらに、障害者地域生活支援センターを整備することにより、民間事業者による障害者相談支援事業を拡充し、相談支援の充実を図っていく必要があります。

② 区立障害者施設のあり方の検討

- 区は、これまで、福祉園、福祉作業所、生活寮をはじめ、さまざまな障害者施設を建設し、運営してきました。
- しかし、こうした障害者施設においても、民間にできることは、民間に委ね、区の事務事業の民間開放による雇用の創出や地域の活性化を図るため、平成16年3月に策定した「委託化・民営化方針」に基づき、指定管理者制度を導入してきました。
- 平成16年2月に開設した「貫井福祉園・貫井福祉工房」は、区で初めての指定管理者制度の適用例となり、障害者施設については、現在、17施設中10施設について、同制度が導入されています。
- 今後は、さらに、区営の福祉園6施設のうち、4施設についても計画的に、同制度の導入を進めていきたいと考えています。

- 障害者施設は、区民の共有の財産であり、こうした民間活力の導入や、施設の一般開放などによる地域に開かれた施設づくりの推進により、区民の理解と支援の促進を図り、地域ぐるみの福祉を目指すことが求められています。
- そして、サービスの向上や効率的な運営とともに、社会資源を豊かにし、多様な福祉の担い手を創出することにより、障害者の生活の質を高めることが期待されています。

- また、障害者自立支援法に伴う、福祉園、福祉作業所の事業移行については、同法では、平成18年10月から平成24年3月までのおおむね5年間で移行させることになっています。
- 基本的に、福祉園では生活介護事業、福祉作業所は就労継続支援事業への移行が考えられますが、利用者の状態や希望によっては、それ以外の事業も考えていかなければなりません。
- 障害者自立支援法の考えは、生活介護事業以外は、移行型支援を経て、地域生活、一般就労へ移行することをめざしていますが、必ずしも、現在の利用者実態に合うものではありません。
- 施設の事業移行にあたっては、現状のままの通所が困難になる方が出ないように、利用者の実態を踏まえた上で、施設全体で事業の取り入れ方、組み合わせ方を検討していかなければなりません。

- 今後は、障害者が通所施設の選択だけでなく、あらゆる社会資源を活用して、地域における一人ひとりの自立した生活を支援していくことが重要です。

- 障害の比較的軽い方へは、障害者施設は、「日中活動の場」としてのサービスメニューの一つとして、他のサービスとの組み合わせにより利用するなど、自ら社会資源を選択し、社会参加できるように支援していく必要があります。
- また、自らの力での社会参加が困難な障害の重い方には、障害者施設は、「日中活動の場」の数少ないメニューの一つとなり、施設支援の必要性が高いものと考えられます。
- 一方、重度・重症化する利用者への対応として、医療的ケアを伴う重症心身障害者は、養護学校新卒者だけでなく、進行性疾患や加齢とともに、既存の福祉園利用者にも出始めています。
- 今後は、平成 18 年度から開始した、都の「重症心身障害者通所事業」の活用により、福祉園における役割分担を適切に行ないながら、医療的ケアの対応に当たることが重要です。

③ 精神障害者施策の充実

- 精神障害者の福祉施策は、昭和 62 年に精神衛生法（昭和 25 年制定）が精神保健法に改正されるまで、法定化されていませんでした。
- この改正により、はじめて、精神障害者生活訓練施設と授産施設等が社会復帰施設として制度化されました。
- また、平成 5 年には、同法の一部改正により、精神障害者グループホームが規定され、平成 7 年の改正では、精神保健福祉手帳が発足し、障害者としての位置づけが明確になりました。
- 平成 11 年には、精神障害者地域生活支援センターが社会復帰施設に加わるとともに、在宅福祉事業の拡充など、区市町村の役割が強化されています。
- しかしながら、地域における社会復帰の施設として、最も数の多い精神障害者共同作業所は、法定化されず、法外（無認可）施設として、都と区の補助金により運営が継続されてきています。
- 一方、区では、保健相談所が、相談、訪問指導、研修、患者会・家族会やボランティアへの助言・援助、デイケアの実施、心の健康づくりや精神障害者に対する正しい知識の普及など、地域における精神保健行政の第一線機関としての役割を担ってきました。

- また、このような国の動向を受け、平成 14 年度からホームヘルプサービスを開始し、平成 15 年には精神障害者地域生活支援センターを開設しています。
- 今回、障害者自立支援法の施行により、立ち遅れていた精神障害者へのサービスの拡充を図ることが求められています。
- また、社会的入院といわれる、社会の受け皿が十分ではないために入院を余儀なくされている方への退院促進も、重要な施策として位置づけられています。
- さらに、雇用の面でも、障害者雇用促進法の一部改正により、精神障害者が雇用率算定の対象に加わりました。
- 区内の共同作業所やグループホーム等の数は、23 区内でも高い水準にありますが、今後は、障害者自立支援法における事業に再編するとともに、雇用施策の強化などを含め、更なる整備を進める必要があります。
- このように、精神障害者への施策は、サービス拡充への大きな転換期であり、区としても、組織の整備とともに、各関係機関との連携を拡大・強化しながら、ケアマネジメント手法の導入などにより、一人ひとりのニーズにあった支援を充実させていくことが重要です。

④ 障害者就労支援の強化

- 障害者の雇用施策の本格的な開始は、昭和 35 年の身体障害者雇用促進法の制定からで、それまでは、障害者に対する社会の理解や環境などが整っていないため、希望しても雇用につながらない状況が多々ありました。
- その後、昭和 51 年に同法を改正し、一定割合以上の身体障害者の雇用を義務づけるとともに、身体障害者雇用納付金制度を設けるなど、より、雇用が促進される方向で制度が整ってきました。
- また、昭和 62 年には、身体障害者のみを対象としていた同法を、他の障害者も企業就労への高まりが大きくなっていったことから、対象を全ての障害者に拡大し、法律名を「障害者の雇用の促進に関する法律」と改正しました。
- 平成 9 年の改正では、知的障害者を含めた障害者雇用率が設定され、平成 17 年には、精神障害者の雇用率算定、在宅就労への支援、障害福祉施策との有機的な連携を図る内容の改正がなされました。

- ハローワーク（職業安定所）においても、障害者の就職件数の目標を設定し、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施することとしています。職業センターや(財)東京しごと財団等の関係機関と連携し、さまざまな訓練を組み合わせることにより就労の実績をあげています。
- また、障害者雇用率未達成企業のうち、改善が図られないものについては企業名を公表するなど、企業への障害者雇用の指導が強化されています。
- しかし、障害者の就労を後押しする制度等は整ってきたにも関わらず、平成17年度の雇用率は1.49%（民間企業の法定障害者雇用率は、1.8%）にとどまっており、十分な状況とは言えません。
- 障害者自立支援法においても、障害者の就労支援を大きく位置づけていて、就労移行支援事業を創設するなど、制度の抜本的な見直しを図っています。これまで、福祉施設からの企業就労が進まなかった状況を踏まえ、特に福祉施設からの就労移行に着目しています。
- 今まで就労に結びついてきた方は、比較的障害程度の軽い方が中心でした。しかし、職業を通じた社会参加等は、それ以外の方にとっても意義のあることです。
- また、練馬区では、平成2年に練馬区障害者就労促進協会を、平成16年に貫井福祉工房を設置し、就労支援に取り組んできましたが、支援の主たる対象は知的障害者でした。
- これからは、支援の対象や内容を充実し、取り組みの遅れていた精神障害者や比較的重度の障害者への支援を充実させていく必要があります。そのため、さまざまな関係機関が連携し、多面的に就労支援に取り組み、また、一人ひとりの障害特性等に応じて、短時間就労やグループ就労等の多様な雇用形態の創出をしていく必要があります。